

## 「食の安全・安心に関する条例」(仮称)の制定について

## 【経緯】

- ・ 本県では、平成15年度に「やまなし食の安全・安心基本方針」を策定するとともに、「やまなし食の安全・安心行動計画」に基づき各種施策に取り組んできた。
- ・ しかし、近年相次いで発生した食品偽装表示問題、事故米穀の不正規流通事案、輸入食品への農薬混入事案などを受けて県民に不安感が生じており、食の安全安心の確保に対する要請の高まり、消費者団体から条例制定への強い要請がある。  
(県政モニター調査結果 「食品の安全性に不安感を感じる」→H22:84% H18:81%)
- ・ 全国では、28都道府県において、条例を制定済み。

## 【制定の目的】

施策の基本となる事項について、条例で定めることにより、生産者・事業者、消費者、行政等関係者の責務を明確にし、それぞれが役割を果たしつつ相互に連携協力することにより、食の安全安心を総合的かつ計画的に推進する。

## 【見込まれる効果】

- ・ 食の安全・安心が確保されることにより、県民の健康保護、本県における食の安全に対する一層の信頼確保につながることを期待される。

## 【条例の構成イメージ】

※今後、食品安全会議等において具体的に検討

総則…………… 目的、基本理念、生産者・事業者、消費者(県民)、県の責務・役割 等

基本方針…………… 食の安全・安心基本方針の策定 等

生産から消費に至る食品の安全性の確保……

事業者等の自主的な取り組みの促進、適正な食品表示の確保 等

県民と事業者等との相互信頼関係の確立……

情報の共有・相互理解の促進、食の安全・安心推進月間、認証制度の推進、食育及び地産地消の推進 等

健康への悪影響の未然防止……

出荷の制限、自主回収報告制度、県民等からの危害情報の申出 等

食品安全会議の設置 など

**【他県の状況（平成23年6月現在）】**

制定済 28都道府県

北海道、宮城県、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県（※長野県 平成24年度制定予定、静岡県等で検討の動きあり）

**【制定スケジュール】**

H23. 8月 第1回食品安全会議(8/10)、食の安全・安心を語る会(8/31) 等  
9～10月 第2回食品安全会議、パブリックコメント、県政出張トーク 等  
11～12月 素案作成、第3回食品安全会議  
H24. 1～2月 法令審査会、第4回食品安全会議  
// 2月末 県議会に条例案提出  
// 4月1日 条例施行